

担」にあえがざるをえなくなることにしており、結局、三多摩管轄替えは「東京府ニ利スル所」はあるが、「神奈川県ニ書スルコト実ニ甚シキモノ」があると論断していた。また多摩三郡町村長は、「多摩三郡町村長の境域変更反対陳情書」にみえるように「三郡人民ノ利害」をかえりみていない調査不足を楯にとつて反対の陳情をおこなっていた。それからさらに無視しえないのは、資料「多摩三郡人民の境域変更反対意見」などが指摘しているように、問題は地方税負担額を比較して東京への移管は、三多摩の民衆にとって不利であるという点である。この点は甲論乙駁かなり大きな争点となっていた。

この間、激烈な反対の動きを背景に自由党は三多摩地域の民衆の地方税負担増加を理由として東京府移管反対の大衆運動を展開した。しかし帝国議会は、三多摩分離を賛成百三十三票、反対百十票で可決した。

神奈川県にとって、三多摩分離はたしかに不利であった。その一端は資料「三多摩分離後の神奈川県景況私見」から推測することも不可能ではない。その第一の理由は地方税の負

担が増加したことであるが、自由党もまた打撃を受けざるをえなかった。そのためもあろうか。この年五月には、多摩地域に隣接する愛甲郡と高座郡の民衆三千余名は署名をもって三多摩復旧請願書を内務省に送付していたし、さらに翌二十七年十一月には神奈川県会は、資料「多摩三郡神奈川県管轄復旧に関する建議ならびに請願書」で掲げたような三多摩復旧の建議と請願書を内相に提出していた。

三多摩分離とその復旧運動は、足柄廃止と再興問題にひきつづき、神奈川県政にとってひとつの画期をなす政治・行政上の争点であった。しかもこの問題は、県境の変更とその管轄替えが地域の民衆の経済生活のうえに変化を呼びおこして社会変動をうながしていくといふにとどまらず、さらに政治対立の状況にまで問題の輪はひろがっていたのである。と

いふのは三多摩分離問題は、県知事対自由党系の対立の争点であったばかりでなく、自由党系勢力を駆逐するために、改進黨をはじめ反自由党系勢力が三多摩管轄替えを叫び、この問題は政党政派の対立・抗争の争点となつてもいた。しかも

分離決定後においても、県政界は荒れ、内海知事への自由党の反対運動は熾烈をきわめ、自由党と改進黨の反目もさまざまのものがあつた。こうしたなかで、二十六年三月、内海知事は依願免官ということになつたが、激しい政治抗争の波浪にもまれて、神奈川県府県制の施行は明治三十二年までまたざるをえなかつたのである。

### 地価修正地

### 租軽減運動

市制および町村制、郡制を体系づけた地方制度が施行されていく明治二十年代の前半から後半にかけて、県民の側からの大きな政治社会問題は、それぞれの地域での生活にまつわる諸問題であつた。とりわけ明治十年代後半からの大きな問題は、すでにすこしのべてきたように松方デフレ政策下における農民層の公租の実質的負担の増大であつた。この問題の経緯は、さまざまな立場からとりあげられてきたが、ここでまず、あらためて県官吏の眼からみた租税論をとりあげてみるのも意味があると思ひ、租税課長―収税長を歴任した添田知通の具申書を掲げてみた。「租税問題に關する県収税長添田

知通の具申書」の一連の資料がそれである。

この具申書をみてあきらかなように、明治十七年以降添田が収税長として租税問題にかんして苦慮していることが理解できる。すなわち明治十七年はじめには、添田は「客年ノ已行ヲ顧ニ秋收以降米価非平ノ低落從テ金融閉塞世上一般ノ不景氣ヲ現シ」とのべ、「農夫ノ經濟ヲ注目スルトキハ危急存亡ノ秋」というべきであるとしたためている。そして十八年収税長として、彼は「爰兩年間穀價非常ノ低落ニ原因シ四民共ニ財計不測ノ逼迫ヲ極メ必至衰頽ノ狀況ヲ現ス加之暴風水災被害ニ罹リ農民ハ無上ノ困難ニ陥リ」と告げざるをえず、収税の渋滞および事務実施の多端繁忙と租税確保の道をいかにはかつていくべきかという板ばさみの苦惱を吐露してゐた。このことは凶作、違作、飢饉の「憂患止マス」という事態のもとで「何ヲ以テ租税納付之義務ヲ奏セシム可クト夙夜痛慮ニ耐ヘサリシ」とのべざるをえなかつた十九年の「政治上緒言」にも示されている。もつとも二十、二十一、二十二年の具申書は収税事務が順調に進んでいるような印象をあた

えるが、二十三年県知事浅田徳則にあてた具申書のなかで、添田は、市制町村制施行にともなう税徴収手続の変更とか風水害の打撃もあつてか、「日夜汲々トシテ其職務ノ挙ラサルヲ憂フ」と書いていた。

他方、民衆の側からみると、公租は生計がなりたつかどうか死活にかかわるかたちでたちあらわれていた。そのため十年代の後半から地租延納、未納分年賦払い、あるいは租税軽減の請願がいろいろなかたちで提出されていたし、二十年十月高知県の代表片岡健吉らが元老院に提出したいわゆる三大事件建白運動のなかで、言論の自由、外交の回復とともに地租軽減がもられていたことは地租軽減、地価修正の問題がいかに重視されていたかをのがたつていよう。それは民衆の困窮を打開する手だてでもある。そして大同団結運動のスローガンのなかに独立の大権、集会の自由などとならんで、農・工・商社会の協和、改良と民力休養、地方自治を掲げ「天下ノ大勢」を制しようとした動きこそは、この運動が国会開設をひかえてのキャンペインの色彩が強かつたといはう

ものの、もう一方では「地方制度ノ完全」を期するそういう必要性のある現実がよこたわつていたことを示していよう。この資料編で地価修正、地租軽減の運動がどのようにくりひろげられていたか、その一端をとりあげてみたのも、実は右のべてきたような諸事情を考慮してのことである。

資料としては、横浜近郊の平場地帯、久良岐・橘樹・都筑三郡の「地価修正請願同盟会」の組織化をはじめ、運動の進めかたをめぐる内容のものを中心に構成してみた。この運動でまず目につくのは、明治二十四年二月付、橘樹郡大綱村の飯田快三らの「地価修正請願書」で、この請願書は、現行地価の不均等と米価変動を理由として「全国耕地ノ価格」を改定し負担の平等化を狙いとして「各府県ニ於テ調査シタル最近五年間平均ノ米価ヲ標準トナシ現在各府県耕地ノ地価ヲ改算スル事」を要求していた。当時、神奈川県は二十四年八月二十八日付の飯田・金子久林の書簡によると、高根県・岡山県について四番目に高い。そのため五月に大阪府他一九県が連合して地価修正請願同盟会が組織され、その動きが波及

してくる過程で、県下でも地価修正請願同盟会が結成されていく。資料「久良岐 橋樹 都筑三郡地価修正請願同盟会規則」は三郡の地価修正請願同盟会の目的と組織を知る上で一つの素材であるが、そのはたらきかけをおこなったのは添田知義であった。この点は資料「地価修正請願運動関係書簡」の最初の手紙をみればあきらかである。添田は、地価修正請願運動は「政治問題ニアラスシテ国民一般挙テ希望スル」ところであると、運動を組織化すべき必要性を強調していた。なおこの書簡資料は、明治二十四年秋から翌二十五年春にかけての運動の内情を知る手がかりになる。

ところで日清戦争をはさむ明治二十年代後半におけるこの種の資料は、ここに掲げていないが、日清戦争後の「戦後経営」費を調達するために、政府は安定せる財源を確保するうえでなんといっても地租の増徴に手をつけざるをえなかった。この地租増徴問題にかんしては、明治三十年、ときの貴族院予算委員長で農本主義にたつて地租増徴に反対していた谷干城と地主層と不労所得者とみて地租増徴により不労所得

への課税強化をとなえる経済学者で衆議院議員の田口卯吉との有名な大論争があるが、地租増徴は軍備拡張、殖産興業、植民地領有を骨子とする「戦後経営」の展開のもとでは、もはや避けることができなない情勢であった。

こうして翌三十一年十一月、第十三議会で地租増徴法は、地価修正法とともに衆議院、貴族院を通過した。地租増徴法の実現は、渋沢栄一・益田孝・中上川彦次郎ら「実業諸家の奮起」とその彼らを支えた全国主要都市の中小資本家の行動が大きな圧力となっていたのである。そこで資料としてここでは当時の「地価修正請願書」と「地租増徴案反対請願書」を収録しておいた。このときの「地価修正請願書」は「農民ノ疾苦ヲ除却シ始メテ立憲政ノ美挙」に浴することができるのであると指摘し、要請がいられない場合には「行政ノ進路ニ就キ国家ノ治安ヲ害スルノ挙動アルヤモ難計」と強い口調の文体でつづられており、「地租増徴案反対請願書」も「軍備拡張ヲ過大ニ失シタル」ことが増徴案となつてあらわれてきたのであるとべて、法案に真向うから反対し

ていた。

地租増徴法が、いかに在村地主層をはじめ自作農民層の肩に重くのしかかっていたかという事情は、海綾郡大磯町民有志が貴族院議員に請願した「地租軽減請願書」を一読すれば察しがつこう。この請願書は、地租額を地価の百分ノ二に軽減するよう要求していた。そうじて土地所有者の負担は重たかった。当時、高座郡相原村の助役をつとめていた豪農相沢菊太郎は明治三十二年四月二十二日、その「日記」に地租増徴・地価修正の件についてこう書きとめていた。「地処取引此頃更に無し、而し売買は地価の四掛を中庸とす、地主の困難は今年より向五ヶ年間地価修正の爲め、地価は減ずと雖も、租金は（二半の処三分三厘歩）増殖し、負担の重きを苦しみ之を小作者に負はさんとすも、無資の小作者なるを以て金ばかり増ても更に入るところなくんば、只帖面大臣に不過、一般小作人の困窮せる今日なれば、右の不平均を生ずるも亦不止得に至る」と。しかも景気はよくなかった。

#### 日清 日露戦争

#### 期の地方政情

地租軽減、地価修正の要求は、一面では民力休養、経費節減をもとめることにほかならない。それはまた国家の疲弊を打開するひとつの道の模索でもあるが、帝国議會の場から地方社会にいたるまで政治抗争、社会的な対立が渦を巻いていた。したがって政府としてみれば国民のなかに「自分の国家」という観念をいかに培養するか、いかにえれば民衆個々と国家との一体感をどうあみだしていくかが切実な政治課題であったり、それだけにこの問題にとりくむ舞台装置をつくりだしていかなければならなかった。こうした意味あいでもらえれば、明治二十七、八年の日清戦争は、まさに国民を統合していくうえでの絶好の機会であったと思う。

そこでこの資料編では、まず日清戦争にさいして行政系統をつうじて戦争協力体制をどのように組織していたかという視点から諸資料を構成してみた。資料「日清戦争下の橘樹郡の動向」でもあきらかなように、すでに戦争が不可避となった局面で、義勇兵、義勇団体の組織化と有志者からの義捐金

の募集方法を決定していたのである。またこの一連の資料から戦争勃発と同時に町村役場の運営が戦時体制向きに切り換えられている事情も読みとることができよう。こうした戦争目的達成のための措置がとられるなかで、さらに注目すべきことは、応召軍人家族の救済を目的とする組織がつくられていったことである。たとえば「足柄下郡下軍人家族救済に関する件通達」、「愛甲郡下軍人家族救済に関する件通達」の資料に明らかのように、この救済組織が、当局の指導のもとに、「有志ノ義挙ヲ以テ」各町村単位に設立されていたのである。また資料「戦時軍人家族扶助規程」は、当時の具体的な扶助内容を知るうえでの手がかりになろう。

ところで挙国一致のようなかたちをとり軍人家族救済のための団体を町村単位で設立していったとはいうものの、そこから深刻な問題が浮きぼりにされていた。それは、山間部をはじめいわゆる僻地へきにおいて救護の手がとどかず、そのため生計を維持することが不可能な家庭があらわれていたことである。たとえば資料「足柄下郡下軍人困窮家族救済に関する

件通達」によると、「荒涼ノ村落等ニ於テハ有志者ノ義捐金等其額寡ナキカ為メ或ハ救護方行届兼為メニ飢餓ニ迫マル者有之」という事態が発生し、そのために救護の「厚薄ノ差」を是正するよう、当局は実情を調査して策をほどこすよう指合せざるをえなかった。また「愛甲郡下軍人家族救済に関する件通達」の資料によると、救護団体の設立をみない町村はないけれども、「救護団体ノ施設ニ留意シ益々周密督励ヲ加ヘ以テ苟モ救護ニ遺漏」のないように留意すること、さらに「現金ノ給与」による救護の方法は弊害をもたらしやすくしかも多額の資金を必要とし維持も困難であるから「生業扶助ノ実効」をあげるよう指示していたが、救済を必要とする家族に「自営ノ途」をこうじせしめる方策をどうあみだすかもひとつの大きな課題であった。

日清戦争における戦争協力体制をどうつくりだしていくかという試みは、戦没者の招魂碑建設問題とか兵事奨励のとりきめなどの方法もふくめて、民衆の愛国心をどのようにひきだし、膨張政策を戦争という手段に訴えていく権力の正統性

説を確保していくうえでの試金石であったといえよう。このこ  
解とは、「戦後経営」のなかで、伊藤博文流にいえば、「商業」

ないしはそれを中心とした「実業」をもって対外的な経済劣  
勢を挽回していくために、市場獲得のための予見と先制の争  
いに諸列強に伍していくうえでの必要不可欠な条件でもあつ  
た。

ところで明治三十年代にはいると、都市貧民や労働者の生  
活状態が社会問題として注目をあびてくる。階級分化が進  
み、社会変動もまた促進されていく。横浜に目をやれば、す  
でに明治三十年には西洋家具労働者が西洋家具指物師職同盟  
会を組織し、日本郵船会社の船夫、京浜間船夫がス  
トライキをおこし、横浜船渠の労働者も半月にわたる争議を  
ひきおこし、本格的に労使対立の幕が切って落されていた。  
また農村地帯においても、相模川とか鶴見川・酒匂川流域を  
はじめとして、自然災害による減収のために、小作人が地主  
にたいして小作料減免の動きを示しはじめたのも三十年代の  
前半であった。都筑郡新田村・愛甲郡妻田村・足柄下郡酒匂

村などの小作人の動静がその間の経緯をものがたっている。

こうした社会変動をうながす労働者、農民の動きとかかわり  
あつて、他方では町村財政はますます膨張して民衆の担税の  
負担も増大し、さらに負債もかさなってきた安定を欠いてい  
た。資料「愛甲郡町村長会における郡長演達要項」のなか  
に、行政担当者の立場からみた町村行政の直面している問題  
点―町村財産の蓄積と管理、町村債起債、地方税滞納矯正等  
々々の指摘をつうじて、そこに町村行政が困難な状態にあつ  
た事実を知ることができる。

このような地域の実情にもかかわらず、日本帝国は、明治  
三十五年日英同盟協約の調印によって、帝政ロシアとの衝突  
はもはや不可避となり、それだけに日露戦争に日本が踏みき  
ったことは一種の賭であった。資料「中郡町村長会における  
郡長演達要項」は、戦争勃発にともない「戦時中国庫ノ税  
源」を涵養するために地方財政の緊縮をはかることをはじめ  
め、戦時体制にすべての産業を配置換えすることを指示した  
内容のものである。ここで注意しておかなければならないの

は、農商務省農務局長酒匂常明が「時局以来農商務省は参謀本部、地方長官は軍司令官、地方高官部長は師団長、旅団長其他官公吏員は將校と云うやうな手配で忠実なる兵士即ち農民及農事の諸機関と共に農事の改良生産の發達を計つた」と語っていたように、この戦争の過程で戦時重要農政の論達による強制力以上に、農業そのものが軍事目的に包括されていくことである。そういう傾向は、もちろん農業をはじめとする産業界においてだけでなく、戦時体制を村落という底辺から支え、国権拡張と国威宣揚を旗しとする戦争観念を植えつけるかたちでのさまざまな組織づくりの点においても濃厚にあらわれていた。「神奈川県戦時軍人家族救護会規則」をはじめ「中郡報国会事業施行方法細則」とか「中郡下政費節減軍人家族扶助に関する件通達」とか「戦時勤儉貯蓄組合標準」などの資料はその一端を示すものである。

日露戦争は、民衆にとって戦争を身近かに引き寄せて考えるようになっていたことは否定できない。この風潮は日清戦争のときとあきらかに異なっていた。「時局問題ノ切迫ニ関

シ有志ノ輩ヨリ軍資献納ヲ出願スルモノ有之」という「国債軍資献納金に関する件通牒」のなかの一資料は、その傾向を推測せしめるに足る。しかしその反面、戦争資金の大半を英米の外債に仰がなければならなかった日本は、武器、弾薬をはじめとする物資面では帝政ロシアに一步も二歩もひけをとらざるをえなかった。政府が軍事債券に民心をかりたてようとしたのもそのためである。

ところで日露戦争は、国民を戦争に巻きこんでいく反面、この戦争にたいする反対の動きとか非協力の徴候も顕著にあらわれていた。荒畑寒村・鈴木秀男らが組織した横浜平民社―横浜曙会は、戦争反対の演説会を開いたり、三浦半島から湘南地域を行脚して戦争反対や社会主義を宣伝した。また徴兵適齢期に達した青年のなかには徴兵忌避の考えかたが浸透し、戦場に駆りだされるのを避けるために検査に不合格になるような手だてをこらざる者やグループがあちこちにあらわれ、それとなしに軍事関係者の間で大きな問題になっていたようである。



このように戦争にたいする二つの対立せる社会模様をえがきながら明治三十八年九月、合衆国大統領Ｔ・ローズヴェルトの斡旋により、日本の勝利ということまで日露講和条約が調印された。この条約締結を「卑屈醜辱」としてこれに反対する非講和運動の波は、県下では横浜での騒擾をはじめ三浦郡では郡民大会になってあらわれていた。そうした戦後処理をめぐる紛擾をかかえこみながら戦後の最大の問題は、疲弊した民力をどう回復し挙国一致体制をつくりだしていくかということであつたが、明治三十八年秋、郡長会で試みた県知事周布公平の演達のなかに、政府の戦後経営の方針が具体化されていたとみてよい。すなわちそこでは、「穩健ノ思想ト進取ノ氣象ニ富メル我國民」の課題として挙国一致して「東洋ニ於ケル我帝國ノ地位ヲ確立セル名誉アル交戦ノ結果」をさらに「光輝アル國運ノ發達」に引き継いでいくことが強調されていた。しかし国力の培養にかんする地方事業を推進していくには、日露戦争後の現実には、あまりにも厳しさを増していた。

### 三 大正昭和初期

#### 地方改良

日露戦争後、戦後経営の名のもとで政府は行政権を強化して社会の底辺から殖産興業・農事改良をほどこし民力を高めていかなければなら

#### 計画

ない。しかしたとえば資料「愛甲郡町村長会における郡長演達要項」にも示されているように、町村レベルにおいては町村税の滞納額が「莫大ノ巨額」に達する地域もあり、財政は「之レカ為ニ紊乱シ諸般ノ施設ハ之レカ為ニ障碍セラレ延テ種々ノ紛擾ヲ惹起シ遂ニ自治ノ發展ヲ阻害スル」恐れがあるというありさまであつた。このような実情は、石田伝吉「理想ノ邦」の指摘にもあるように、日露戦争後毎年二万戸の農家が破綻し、農村の荒廃は明治四十年代はじめに農業恐慌が発生するともいっそう促進されていたのである。しかも農村の衰微は資本制生産に規制され、農産物市場圏の拡大による農民経営への庄迫とか労働力市場のあらたな展開もあつ

て、農村は経済と生活環境の両面からも変化をよぎなくされ、鉱工業の領域での労働争議とあいまって地主・小作間の対立もふかまりつつあった。

そのために政府は、階級対立を回避し経済不況を克服していかねばならなかったが、明治四十一年(一九〇八)夏、桂太郎も組閣にあたって貧富の差がはなはだしく「社会の間に乗離反動」を生じ、「安寧を危害」する傾向がみえるのは欧米の歴史にてらしてもやむをえないことであるが、それだけに「国民の道義」を高揚する必要があると説いていた。この年十月に発布された「戊申詔書」は、その一節で「上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒台相誠メ自彊息マザルベシ」と規定しているように、当面の混乱を收拾するうえでのわが国はじめての生活規範を示した詔勅であった。この詔勅は、その後国民がこゝとあるごとに経文のように、一種の戒律として唱えることを義務づけられていくのである。これが当時どのように強要されていったかは、資料「中郡大山町戊申詔書奉読式挙行等関係

書類」、「戊申大詔記念高座郡相原村勤儉貯蓄組合等規約」を一瞥<sup>べ</sup>しても理解できよう。

ところで「戊申詔書」の発布に関連して、内務省が中心となり自力更生的性格をもつ地方改良運動を推し進めていく。その狙いは、内務省参事官井上友一が「自治要義」のなかで書いているように、「戦後の経営は国力の充実に俟ち国力の充実は地方自治の力に俟つべきもの多き」という視点から「名実伴はざる一等国」を下から支えようとしていたのである。

地方改良運動は、内務省―府県知事―郡市長―町村長という行政のパイプをつらうじて進められていくが、神奈川県では県の地方改良会を中心に郡市に支部を設け、町村レベルにも改良会を設けていった。資料「神奈川県地方改良会規則」をみると、第三条にその目的が条文化されているが、それは「教育ニ関スル勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体シ地方ノ改良」をはかることであった。また会員要件については、規則第四条、五条で明示されているように、県内在住者であれば誰で

も地方改良会の会員になる資格をもち、かつ運動の指導者となりうるような道がこうじられていた。このように地方改良運動は、民衆の自発性を導きだすような形式をふみながらくりひろげられようとしていたのである。ちなみに県地方改良会が設置され規則が制定されたのは明治四十三年四月、第一回県地方事業功労者表彰式後の協議会においてである。

では県地方改良会を頂点とする地方改良運動はどのように進められていたであろうか。その運動の動きと地域での受けとめかたを郡と町村との関係を中心に追跡するために掲げてみたのが資料「神奈川県地方改良会中郡支部関係書類」である。この一連の資料は中郡役所と大磯町役場との往復文書が主であるが、まず指摘しておかなければならないのは、この地域では地方改良運動を直線的に社会のなかに浸透していくことが困難な実情にあったということである。というのは、四十三年五月の末、中郡長は町村長会同の席上で「地方改良会員募集方」を要請し、郡役所通達で「公職ニ在ルモノ神官僧侶其他篤志者重立タル者」などを会員に勧誘するよう指示

していた。けれども大磯町役場から会員になることに賛成した四十六名の名簿を郡役所に送付したのは九月の中旬であり、この間、町役場は四回にわたって督促照会の通達を郡役所から受けとっていたありさまである。ところで町村レベルでの地方改良運動の推進者の実際の主力は、大磯町でみるかぎり寺院住職のようであり、とりわけ「夜学校」事業をつうじてのこれらの人びとの活動の比重はかなり大きい。このことは、資料「中郡大磯町における地方改良運動の動向」のいくつかの資料とあわせて判断するとき、あきらかにならう。

地方改良運動は、行政機構をつうじて上からの指導により強力に推進されてきたというものの、効果をあげるには町村単位での実のある計画と運動のありがりを促進していかなければならない、そのために県レベルで地方改良会幹部会を開催するとともに支部・町村単位でも講習会などを開いて地方改良計画の趣旨を徹底していく策をこうじていた。またこの運動のイデオロギーが報徳思想を骨格としていていることは、報徳会の雑誌「斯民」を宣伝し販売の拡充を行政機関を

つうじて役場、学校、青年団等関係者におこなうとしている経緯からもうかがうことができる。すなわちこの雑誌は「民風ノ作興ニ資スル」とか「地方改良上裨益スルトコロ不勲義ト存候」と価値づけられていたのである。しかし「斯民」の購読は、関係者の期待に反して地域ではあまり徹底せず、役場では苦慮していた。さらに改良運動の内容としては、青年団、在郷軍人分会、産業組合あるいは戸主会、納税組合など「公益団体」と関係をもちながら、地方改良の五大要項、すなわち「一町村基本財産増殖ヲカムルニ在リ 二納税成績ヲ善クスルニ在リ 三就学歩合ヲ高ムルニ在リ 四農事改良ヲ実行スルニ在リ 五青年会ヲ改善スルニ在リ」という事項を、民衆にそれぞれの町村の実情を理解させながら民風を改善しようとしていたようである。町村の意向にもとづいて中郡役所が印刷した「町村財務及教育等ニ関スル参考書」を各町村の住民に伝達しようとした試みはそのあらわれとみてよからう。

しかし地域におけるこの運動は、そうじて観念的性格が強

い傾向にあった。それだけに「進取経営ノ気性」「民力ノ伸暢」「風氣ノ作興」をはかり、「自治」の発達をうながすうえで町村長などに課せられる責任と役割は大きい。「町村相互視察」というような方法がとられるのはそのためである。

この資料編では、そのような空気をとらえかつ「優良模範町村」ないしはそれに準ずるモデルとはどのようなものであるかを知るために、足柄上郡共和村と南足柄村についての大磯町長の視察事項概要を資料「足柄上郡共和村南足柄村視察事項大要」として掲載しておいた。

地方改良運動は、社会的な動揺のふかまりのなかで、試行錯誤の道をたどりつつ、さまざまな方法と形態と組織関係をもつて進められていた。たとえば中郡護国団をあげてみる。

この団体は、その「概則」にもみえるように、民間での運動の実践団体として郡長を団長にすえ郡下の寺院住職、有志者により、「衆庶ノ健全ナル精神ヲ養成シ公德ヲ進メ地方事業ノ改良ニ資スル」ことを目的として町村ごとに組織の網の目を張りめぐらそうとしていたことがうかがえる。しかしこの

護国団がどの程度組織化されていたかを大正二年（一九一三）の「神奈川県中郡地方改良事績一覧表」でみると、郡下二十七か町村のうち、大磯町・吾妻村・平塚町・相川村・岡崎村・高部屋村・比々多村・秦野町の八か町村にすぎなかった。団体の組織化はかならずしもうまくいっていなかったようである。

以上のように、中郡大磯町の事例を中心に地方改良運動の実情をあれこれみてきたが、どうもこの運動は県レベルでかけ声、熱のいれかたにくらべて、町村レベルでは予期に反してあまり成果をあげえなかつたのではないかと思う。もちろん地方改良会は、資料にもみえるように、大正期にはいつてからも存続していたし、さらに中郡役所には地方改良室が設けられ町村の改良事項の収集に意をそそぎはじめていたけれども、それだけにますます官製的な運動としての色彩が濃くなっていた。その間の事情は、一方では会員の増募に神経をくばり、支部総会が運動の焦点となるとともに、他方ではますます精神主義的、観念的な傾向をたどるようになってい

た。たとえば大正二年三月の中郡支部総会での「一各種納税ハ納期内必ス完納ヲ努ムルコト 二各種ノ集会ニハ時間ヲ勿行スルコト 三地方改良会其他公益ノ集会ニハ奮ツテ出席スルコト 四奮ツテ青年会ノ改善発達ヲ計ルコト」という決議案をひとつとりあげてみても、そこに地方改良運動の精神主義的側面が如実に示されている。

### 大正政変前後

#### の政治潮流

「国力の充実」を地方自治の力でもって補っていく趣旨にたつ地方改良運動は、その効果は別としても、長州閥・軍閥の軍備拡張政策を中心とする国家構想の実現をはかる支えにしようとするものであった。帝国農会に次いで明治四十三年に全国的規模で大日本産業組合中央会が設置されるとともに、帝国在郷軍人会が組織され、民風の作興は、陸軍省軍務局長田中義一の表現をもちいれば「良兵即良民」をつくりだすことと一脈あいつうずる。そこで明治末年から大正はじめにおける体制の組織化の断面を知る手がかりとして、帝国在郷軍人分會、青年団体、あるいは村落組織にかんする資料の一端とし

て、「橘樹郡大綱村青年会第三支部規約草案帝国在郷軍人分会関係書類」、「足柄上郡南足柄村関本区第二組組合規約書助誠講主意書」、「高座郡下青年団体善導の件通達」を掲げることにしたのである。

しかし長州閥・軍閥は、膨張主義を維持し推し進めるために軍備の拡張にのりだしていたが、しかしその財源を確保する必要上、租税を増徴せざるをえなくなっていた。この軍備拡張政策と租税増徴は、中小資本家以下の国民大衆に犠牲を強い、民力を疲弊させていくことになる。だからこそ地方改良計画もその実効をあげるのが困難となっていたが、もう一方、「過大な軍備」に反対し「租税負担の軽減」を主張する地方中小資本家の運動がくりひろげられていたし、さらに責任内閣制を要求する「立憲主義」への関心もジャーナリズムを介してたかまっていた。そしてこのような政治気流は、日露戦争後の不況と増税政策のもとで苦しい生活を強いられ、いた民衆の生活擁護の行動によって、いちだんとひろがっていたのである。都市と農村を問わず、このような動きが

あらわれてきた事態こそは、自由主義的な気運をうながすものであり、大正デモクラシーの基調の一環をかたちづくっていた。

ところで軍備拡張政策に対立し反発する空気は、大正元年（一九一二）の暮から翌年二月にかけてみられた大正政変・第一次護憲運動において集中的かつ鋭角的にたかまっていた。この大正政変は、時の首相西園寺公望が陸軍の主張する二個師団増設要求を拒否し、そのために陸相上原勇作が天皇に辞表を提出するという非立憲的行為によって西園寺内閣がやむなく総辞職し、その後任に元老山県有朋の直系桂太郎が組閣してひきおこされた政変である。これに対する「憲政擁護・閥族打破」を旗印とする第一次護憲運動は、東京・京都・大阪をはじめとする都市部において大きなうねりをみせていた。実際、交詢社系のブルジョアジー、ジャーナリスト、立憲政友会、立憲国民党を政治の主体とする運動は、たしかに政界の気流の方向を変える役割を演じていた。横浜においても政友会系を中心とする護憲運動の動きは活発をきわめ、